7　改正法附則第二七条第一項の申請があった場合等の市町村の事務を定めることとした。（第二二条関係）

8　改正法附則第二八条第三項の申請があった場合等の手続を定めることとした。（第二三条関係）

9　改正法附則第二九条第一項の申請とみなされる申請があった場合等の市町村の事務を定めることとした。（第二四条関係）

10　改正法附則第三〇条第一項等の届出の経由に係る市町村の事務を定めることとした。（第二五条関係）

11　特別永住者証明書等に住居地の記載をする場合の手続を定めることとした。（第二六条関係）

12　この政令の法定受託事務に関する規定の整備を行うこととした。（第二七条関係）

五　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年七月九日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四二二号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二四年一〇月三一日までとし、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号ヌに掲げる業務等のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務等を加えることとした。（第一条関係）

2　法第三条第三号レの規定により政令で定める業務として、「自然災害によって被害を受けた施設又は設備であってその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置」及び「消火及び延焼の防止」を加えることとした。（第二条関係）

3　国際平和協力手当の支給について所要の改正を行うこととした。（第三条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四二三号）（財務省）

1　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令その他関係政令の規定を整備することとした。（第一条～第二六条関係）

2　廃止前の国際協力銀行法の規定により発行された銀行債券に係る債券原簿の取扱いについて所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（政令第四二四号）（国土交通省）

一　公営住宅法施行令の一部改正（第一条関係）

条例で定める公営住宅の入居収入基準の上限となる金額を、二五万九、〇〇〇円とするとともに、一般の入居者の入居収入基準を条例で定める際に参酌すべき基準となる金額を、一五万八、〇〇〇円とすることとした。

二　道路法施行令の一部改正（第二条関係）

道路構造令第二三条第二項等の規定が都道府県道及び市町村道（以下「地方道」という。）に対して適用されないこととなることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

道路構造令第二三条第二項等の規定が地方道に対して適用されないこととなることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。

四　下水道法施行令の一部改正（第四条関係）

1　公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業計画を策定又は変更しようとするときに国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならないという規定が、国土交通大臣又は都道府県知事との同意を要しない協議又は国土交通大臣への届出とされることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。

2　市町村である公共下水道管理者又は流域下水道管理者が、国土交通大臣に事業計画の認可の申請書を提出する際の都道府県知事への経由事務について定めた規定を削除することとした。

五　住宅地区改良法施行令の一部改正（第五条関係）

条例で定める改良住宅の入居収入基準の上限となる金額を、一五万八、〇〇〇円とするとともに、一般の入居者の入居収入基準を条例で定める際に参酌すべき基準となる金額を、一一万四、〇〇〇円とすることとした。

六　河川法施行令の一部改正（第六条関係）

準用河川におけるダム等の改良工事について都道府県知事への協議を廃止することとした。

七　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正（第七条関係）

道路構造令第三八条第二項の規定が地方道に対して適用されないこととなることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。

八　道路構造令の一部改正（第八条関係）

1　道路構造令は、以下の基準を定めるものとすることとした。

㈠　高速自動車国道及び一般国道（以下「国道」という。）の構造の一般的技術的基準

㈡　地方道の構造の一般的技術的基準（設計車両、建築限界及び設計自動車荷重に関する基準（以下「設計車両等関係基準」という。）に限る。）

㈢　条例で地方道の構造の一般的技術的基準（設計車両等関係基準を除く。）を定める場合に参酌すべき基準

2　1㈠の国道の構造の一般的技術的基準は、第四条から第四〇条までに規定する基準とすることとした。

3　1㈡の地方道の構造の一般的技術的基準は、第四条（設計車両）、第一二条、第三九条第四項及び第四〇条第三項（建築限界）、並びに第三五条第二項及び第三項等（橋等の設計自動車荷重）に規定する基準とすることとした。

4　1㈢の条例で地方道の構造の一般的技術的基準を定める場合に参酌すべき基準は、第四条から第四〇条までの規定のうち、1㈡の地方道の構造の一般的技術的基準を定める規定以外の規定による基準とすることとした。

九　準用河川における河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準は、河川管理施設等構造令に規定する基準とすることとした。

一〇　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第三七号）の一部の施行に伴い、景観法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。

一一　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令（政令第四二五号）（国土交通省）

津波防災地域づくりに関する法律（平成二三年法律第一二三号）の施行期日は、平成二三年一二月二七日とすることとした。

◇津波防災地域づくりに関する法律施行令（政令第四二六号）（国土交通省）

1　津波防護施設

㈠　津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第二条第一〇項の政令で定める施設は、盛土構造物、護岸、胸壁及び閘門をいうこととした。（第一条関係）

㈡　法第二条第一二項の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とすることとした。（第二条関係）

㈢　法第二〇条第三項の規定により一の都府県知事が他の都府県知事に代わって行う権限は、法第七章第一節及び第二節に規定する都府県知事の権限のうち、次に掲げるもの以外のものとすることとした。（第四条関係）

(1)　法第一八条第二項の規定により市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設を指定し、及び同条第四項の規定により公示すること。

(2)　法第一八条第三項の規定により市町村長の意見を聴くこと。

(3)　法第二一条第一項の規定により津波防護施設区域を指定し、及び同条第三項の規定により公示すること。

(4)　法第三六条第一項の規定により津波防護施設台帳を調製し、及びこれを保管すること。